

認定番号	01P-020-27
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	株式会社大林組
作業所名	尾鷲トンネル北工事事務所
作業所所在地	三重県尾鷲市瀬木山町6-13
工期(自)～(至)	平成28年9月6日～平成30年12月25日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	トンネル工事
工事概要 (120字以内)	熊野尾鷲道路の一部として整備される道路トンネルである。山岳トンネルの延長は、1,461mで、NATM発破工法で構築される。坑門工は、1か所で非常駐車帯を4か所含む。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること

※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



①

日よけの設置及び2階屋根3か所のスプリンクラーから霧吹き状の水を噴霧

② 日よけの設置により、直射日光を避けられる。霧吹き状の水により、気化熱が奪われ、近辺の気温低下を図る。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



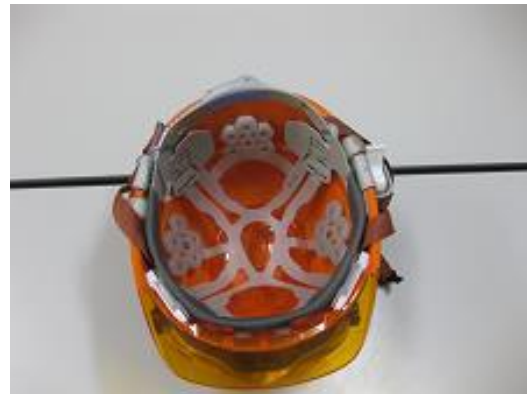
経口補水液(ポカリスエット)・熱中飴・冷水器

②常に必要量を設置している

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



- ② 保護帽は支給品。前後に通気孔があり、通気性が良い。
インソールも通気性が良くなっている。
- ③ 全て支給。
- ④ 全て支給。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①



②整理整頓及び通路の確保の指示看板・

■施策(二)



①



②WBGT 携行して状態を把握できる。掲示もしている。

■施策(三)



①

②赤外線センサーによる注意喚起

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 照明の増設



①

② 十分な照度を確保した

■施策(二) 敷鉄板、散水により粉塵防止



①



② 道路脇に設置したパイプから散水する。散水車で散水する。

■施策(三) 換気・集塵装置の設置



①



②集塵器・換気機器

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICT の活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3 施策までご記載ください（1 施策につき1 ポイント[最大3 ポイントまで]）

■施策（一）



①

②コンピュータージャンボの導入（省人化）

■施策（二）



①

②タッチパネルディスプレイの活用（省人化）

■施策（三）



①

②ドローンの利用（空撮の省人化）

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①



②トンネルマーキングシステム（レーザーポインタ）

■施策(二)



①

②入坑者を似顔絵で表示することで、作業員の心が和むと共に、わかりやすくしている。

■施策(三)



①

②遠隔のカメラで現場状況が把握できるので、事務仕事中でも不安が無い。

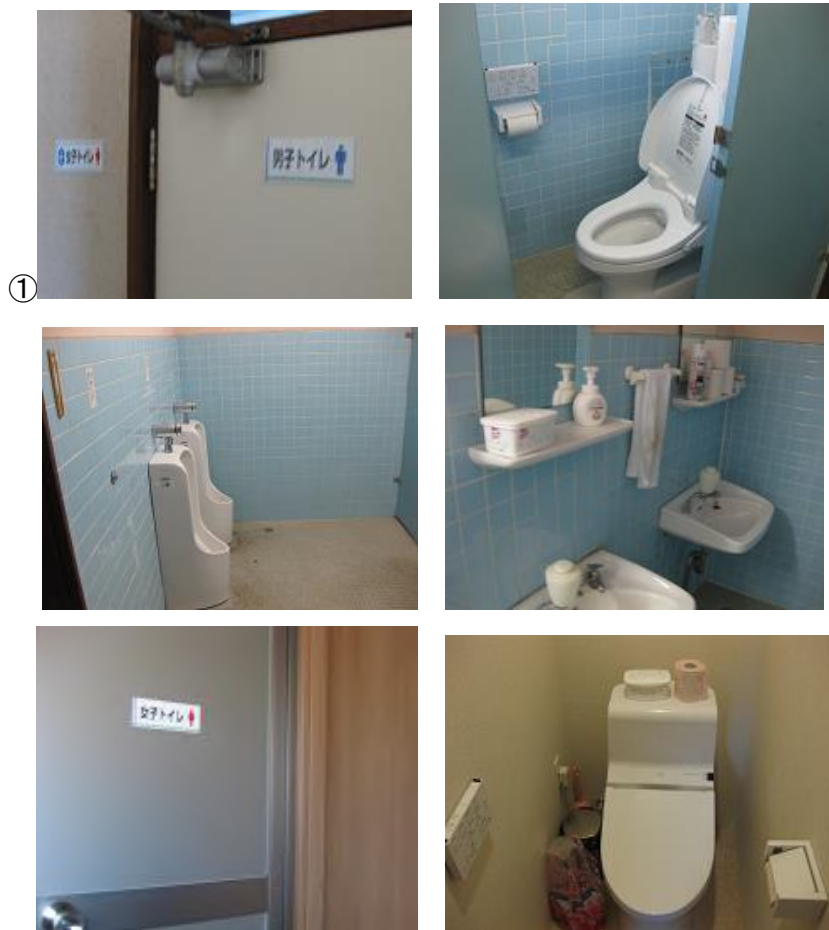
【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



②上の4枚は、男子トイレ。下の2枚は、女子トイレ。女子トイレは、廊下を曲がった先にあるので、目隠し効果があります。(事務所は、既設建物を借用しているので、トイレは水洗式です)

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

①



② 休憩室には、エアコンが設置されており、十分な休憩が取れる。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



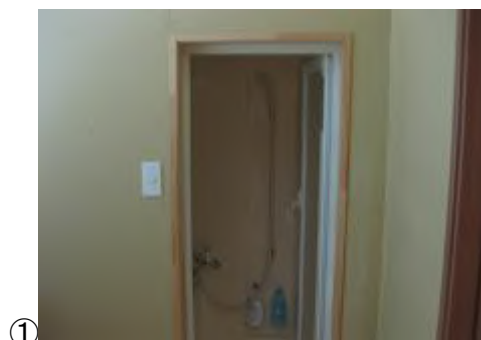
①

② 建物内部は、完全に禁煙としている。外部に喫煙コーナーを設置して、そこでのみ喫煙可としている。

【審査項目⑪】《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



② 浴室には、シャンプーやボディソープ等必要にして十分な備品を設置してある。
シャワーと小さな浴槽も完備。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること（運動施設、仮眠室、相談室等の設置）

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

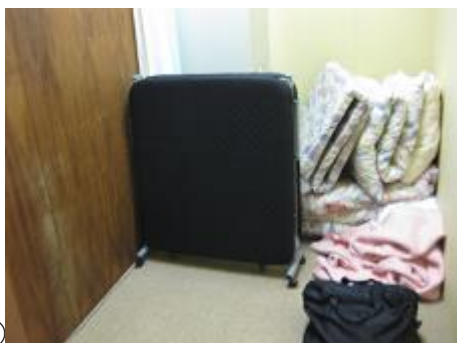
■施策(一)運動施設



①

② トレーニングルームは、交替で利用するように調整し、健康増進に役立っている。

■施策(二)宿直室(仮眠室)



①

② 宿直室は、仮眠時にも使用できる。

■施策(三)相談室



①

②相談室は、様々な相談を行える。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



①

②洗面所

■施策(二)



①

②自販機

■施策(三)



①

②洗濯機・乾燥機

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



①

②鍵付ロッカー

■施策(五)



①

②更衣室

■施策(六)



①

②食堂

【審査項目⑭】《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください



①



②

毎月の安全衛生協議会にて、周知・指導をおこなっている。

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください



- ③安全衛生協議会で、協力会社の出席者に周知
安全大会や朝礼で、協力会社の作業員に周知

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

①1か月45時間以内を目標とする

②休日予定表の活用で、計画的に代休を取得する。

ノー残業デーを設けて残業を減らす。

③約40%

【審査項目⑰】《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日 (基本的には、週休2日としている)
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6	10	3(土)、4(日)、10(土)、11(日)、17(土)、18(日)、 24(土)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年 1月	7	8	1(日)、2(月)、3(火)、5(木)、7(土)、8(日)、15(日)、 29(日)
2月	6	2	5(日)、26(日)
3月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
4月	7	7	2(日)、8(土)、9(日)、15(土)、16(日)、23(日)、30(日)
5月	6	11	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、 13(土)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	6	4(日)、10(土)、11(日)、17(日)、18(日)、25(日)
7月	7	8	1(土)、2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、23(日)、29(土)、30(日)
8月	6	13	5(土)、6(日)、12(土)、13(日)、14(月)、15(火)、 16(水)、17(木)、18(金)、19(土)、20(日)、26(土)、27(日)
9月	6	7	2(土)、3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)、30(土)
10月	7	9	1(日)、7(土)、8(日)、14(土)、15(日)、21(土)、22(日)、29(土)、 30(日)
11月	6	6	11(土)、12(日)、18(土)、19(日)、25(土)、26(日)
12月	7	9	2(土)、3(日)、9(土)、10(日)、16(土)、17(日)、 24(日)、30(土)、31(日)
平成30年 1月	6	14	1(土)、2(日)、3(土)、4(日)、5(月)、6(火)、7(日)、8(月)、 13(土)、14(日)、20(土)、21(日)、27(土)、28(日)

【審査項目⑱】《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

定時退社推進

- ① 毎月1回ノー残業デー
- ② 目標を掲げた啓発ポスターを見えやすいところに掲示
- ③ 約50%

■施策(二)

有給休暇の取得推進

- ① 有給予定の周知による取得環境整備
- ② 毎月前月の内に、翌月分の休日予定表を作成し、その際に休日を確保する。
- ③ 予定の実施率 100%

■施策(三)

振休の確実な取得推進

- ① 振休予定の周知による取得環境整備
- ② 毎月前月の内に、翌月分の休日予定表を作成を、その際に休日を確保する。
- ③ 予定の実施率 100%

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

①



② 毎月安全教育を行なっている

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



②地区協議会安全パトロールの実施

■施策(二)



②メンタルヘルスの講話（安全大会にて）

■施策(三)



②目安箱を設置し、意見を集めている。

【審査項目①】《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



①

②工事看板(事務所と道路の境界に設置)

■施策(二)



①

②地域行事に参加(尾鷲カッター大会)

■施策(三)



①

②見学会(親子見学会)

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	2
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 13

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 26

総合計: 39

認定基準
32 ≧ 快適職場(プラチナ)
28 ≧ 快適職場

・⑦(二):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。